

第2回部会までの主な意見等の中間案への反映について

	委員からの意見	中間案の記述
第1回部会の主な意見等	高齢者、生活弱者などに情報が届くよう様々な機会や場所を捉えて啓発を進めるとともに、市民に寄り添い、市民が気兼ねなく相談できるよう相談窓口の充実等を図られたい。	(P40) 第4章 方向性1 (1) ③に、高齢者向けの啓発について記載したほか、(P43) 方向性3 (1) に相談窓口の充実について記載しました。
	所有者等に対する「終活」、遺言、相続人に対する財産処分、相続登記の義務化などについて、早期からの情報提供と啓発を進められたい。	(P41) 第4章 方向性1 (3) に、遺言、「終活」、相続手続きの周知などについて記載しました。
	将来的な人口分布、市場流通性など見通しをもって空家の増加が想定される地域での課題解決に向けた取り組みを進められたい。	(P45) 第4章 方向性4 (1) に、既存住宅の利活用に関する発信について、また、(P47) 方向性4 (2) に地域の取り組みに対する支援などについて記載しました。
	管理不全な空き家等の解消に向けて、相談や情報提供がしやすい体制の拡充、動産や跡地の処分の後押しについて検討されたい。	(P48) 第4章 方向性5 (1) ③に、建物や動産を処分する際の解体業者等に関する情報の提供について、また、(P49) 第4章 方向性5 (2) ①に、窓口の周知について記載しました。

	委員からの意見	中間案の記述
第2回部会の主な意見等	所有者が介護施設の入所者や利用者等の場合、相続人や後見人、財産の管理人などに対して相談窓口の周知、適切な管理などの働きかけを行う必要がある。また、町内会や民生委員なども含めて、空家等対策の周知や啓発、連携を図っていく必要がある。	(P40) 第4章 方向性1 (1) ③に、地域や関係団体と連携して、様々な状況にある空家等の所有者や関係者に対して情報提供・啓発を行っていく旨を記載しました。
	認知症の不動産所有者が増えており、自分が認知症である自覚がない方による不動産取引現場での支障も出ている。加速化する高齢化社会に向けての対策なども考慮すべきである。	(P41) 第4章 方向性1 (2) ②に、初期段階からの働きかけとして、介護や福祉分野との連携や成年後見制度の周知などを記載しました。
	司法書士や不動産業者が窓口となり、そこから相談内容に合わせて各分野の専門家が対応できるような体制を考えてはどうか。一方で、相続や経済的な事情などの諸事情で流通市場にのせられないケースは、不動産事業者任せだけでは、対応が後手になる。	(P43) 第4章 方向性3 (1) ②に、住まいの活用相談において、司法書士などの専門家団体はもとより不動産業者も連携して相談に応じていく旨を記載しました。
	リフォームが可能な長期賃貸、ペット同居などのニーズが存在している。また、家は購入できないが借りることはできる方と、売却はできないが貸すならよいといった方がいる。多様なニーズへの対応を対策に取り入れられないか。行政から何らかの支援策があってもよいと考える。	(P45) 第4章 方向性4 (1) ②に、リフォームや住み替えなどの利活用を進めるための様々な制度等について情報発信していく旨を記載しました。
	移住・定住の促進には魅力を感じる。古い団地などへのIUJターンの促進として、特典や補助などがあると思う機会も増えるのではないかと考える。	(P47) 第4章 方向性4 (2) ①に、秋保地区における空家を活用した移住定住促進に向けた取り組みを記載しました。